

2020 年 3 月吉日

投資信託・公共債口座を

ご利用のお客様各位

株式会社 東北銀行

投資信託・公共債取引に係る規定・約款の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、2020 年 4 月の改正民法（債権法）施行を踏まえ、従来からの取引内容を明確にするため、投資信託・公共債取引に関する規定・約款を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の新規定・約款は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定・約款

- （１）一般債振替決済口座管理規定
- （２）振替決済口座管理規定（国債証券等）
- （３）保護預り規定
- （４）投資信託受益権振替決済口座管理規定
- （５）自動けいぞく（累積）投資約款
- （６）非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
- （７）特定口座に係る上場株式等保管委託約款
- （８）特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
- （９）投資信託定時定額購入取扱規定
- （１０）未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

2. 主な改定内容

- （１）（解約等）の条文中で定める契約解除の条件のうち、「お客様がこの規定の変更に同意しないとき」の条項を削除します。
- （２）規定・約款の変更にに関する内容や時期、周知・公表方法について明記します。

3. 改定日

2020 年 4 月 1 日（水）

4. 改定部分の新旧対照表

改定内容につきましては、次頁以降の新旧対照表をご確認ください。

「１．一般債振替決済口座管理規定」の新旧対照表

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第1条～第15条 (現行どおり) 第16条 (解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 (1) お客様から解約のお申し出があった場合 (2) お客様が手数料を支払わないとき (3) 口座残高がない場合 (4) お客様等がこの規定に違反したとき (削 除) <u>(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</u> <u>(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> <u>(7) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</u> 2～3 (現行どおり) 第17条～第21条 (現行どおり) 第22条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020年4月</u>	第1条～第15条 (省 略) 第16条 (解約等) 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 (1) お客様から解約のお申し出があった場合 (2) お客様が手数料を支払わないとき (3) 口座残高がない場合 (4) お客様等がこの規定に違反したとき (5) お客様が第22条に定めるこの規定の変更に同意しないとき (6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき (7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき (8) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 2～3 (省 略) 第17条～第21条 (省 略) 第22条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。 平成28年1月

「２．振替決済口座管理規定」の新旧対照表

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第1条～第15条 (現行どおり) 第16条 (解約) 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ① お客様から解約のお申出があった場合 ② 口座残高がない場合 ③ お客様がこの規定に違反したとき (削 除) <u>④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき</u> <u>⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u>	第1条～第15条 (省 略) 第16条 (解約) 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ① お客様から解約のお申出があった場合 ② 口座残高がない場合 ③ お客様がこの規定に違反したとき ④ 第19条に定めるこの規定の変更にお客様が同意されない場合 ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 第17条～第18条 (現行どおり) 第19条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020年4月</u>	⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 第17条～第18条 (省 略) 第19条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。 平成28年1月
---	---

「3. 保護預り規定」の新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
第1条～第2条 (現行どおり) 第3条 (保護預り証券の保管方法及び保管場所) 当行は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ① (現行どおり) ② 保護預り証券については、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。 ③ 前号による混合保管は、大券をもって行うことがあります。 第4条 (混合保管等に関する同意事項) 前条の規定により混合保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ①～② (現行どおり) 第5条 (混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い) 混合保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当行が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。 第6条～第8条 (現行どおり) 第9条 (お客様への連絡事項) 1 当行は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 ① 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額 ② 最終償還期限 ③ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告 2～3 (現行どおり) 第10条 (償還金等の代理受領) 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金の支払いがあるときは、当行が代わってこれを受け取り、指定口座に入金します。 第11条～第14条 (現行どおり) 第15条 (解 約) 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ① お客様から解約のお申出があった場合 ② 保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担	第1条～第2条 (省 略) 第3条 (保護預り証券の保管方法及び保管場所) 当行は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ① (省 略) ② 保護預り証券については、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。 ③ 前号による混蔵保管は、大券をもって行うことがあります。 第4条 (混蔵保管等に関する同意事項) 前条の規定により混蔵保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。 ①～② (省 略) 第5条 (混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い) 混蔵保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当行が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。 第6条～第8条 (省 略) 第9条 (お客様への連絡事項) 1 当行は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。 ① 混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額 ② 最終償還期限 ③ 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告 2～3 (省 略) 第10条 (償還金等の代理受領) 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金の支払いがあるときは、当行が代わってこれを受け取り、指定口座に入金します。 第11条～第14条 (省 略) 第15条 (解 約) 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 ① お客様から解約のお申出があった場合 ② 保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担

保が設定されている場合を除く) ③ お客様がこの規定に違反した場合 (削 除) ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出た場合 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 第16条～第20条 (現行どおり) 第21条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020年4月</u>	保が設定されている場合を除く) ③ お客様がこの規定に違反した場合 ④ 第21条に定めるこの規定の変更にお客様が同意されない場合 ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出た場合 ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合 第16条～第20条 (省 略) 第21条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。 平成28年1月
--	---

「4. 投資信託受益権振替決済口座管理規定」の新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
第1条～第2条 (現行どおり) 第3条 (振替決済口座の開設) 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定」に従い<u>本人</u>確認を行わせていただきます。 2～3 (現行どおり) 第3条の2～第5条 (現行どおり) 第6条 (振替の申請) 1 (現行どおり) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。 (1) <u>当該振替において</u>減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称 (4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 (5) 振替を行う日 3～5 (現行どおり) 第7条～第8条 (現行どおり) 第9条 (抹消申請の委任) 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、<u>お客様の請求による解約、償還又は信託の併合</u>が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任	第1条～第2条 (省 略) 第3条 (振替決済口座の開設) 1 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定」に従い取引時確認を行わせていただきます。 2～3 (省 略) 第3条の2～第5条 (省 略) 第6条 (振替の申請) 1 (省 略) 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。 (1) 減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 (2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 (3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称 (4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 (5) 振替を行う日 3～5 (省 略) 第7条～第8条 (省 略) 第9条 (抹消申請の委任) 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただい

していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条～第13条 (現行どおり)

第14条 (当行の連帯保証義務)

機構又は野村信託銀行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は野村信託銀行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- (2) その他、機構又は野村信託銀行株式会社(上位機関)において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条 (機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 1 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条 (解約等)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申し出があった場合
- (2) お客様が手数料を支払わないとき
- (3) お客様がこの規定に違反したとき
- (4) 口座残高がない場合

(削 除)

(5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

(6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

(7) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2～3 (現行どおり)

第17条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

たものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条～第13条 (省 略)

第14条 (当行の連帯保証義務)

機構又は野村信託銀行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は野村信託銀行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- (2) その他、機構又は野村信託銀行株式会社(上位機関)において、振替法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第15条 (機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

- 1 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

第16条 (解約等)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当行所定の手続きをおとりいただきます。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様から解約のお申し出があった場合
- (2) お客様が手数料を支払わないとき
- (3) お客様がこの規定に違反したとき
- (4) 口座残高がない場合
- (5) お客様が第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき
- (6) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- (7) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (8) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2～3 (省 略)

第17条 (解約時の取扱い)

- 1 前条に基づく解約に際しては、当行の定める方法により、投資信託受益権及び金銭の返還を行います。
- 2 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第 18 条～第 20 条 (現行どおり) 第 21 条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020 年 4 月</u>	3 前条に基づく解約に際して、お客様が返還されるべき金銭をお引き取りにならない場合には、当行の定める方法により返還を行います。 第 18 条～第 20 条 (省 略) 第 21 条 (この規定の変更) この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。 平成 28 年 1 月
---	---

「5. 自動けいぞく（累積）投資約款」の新旧対照表

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 条～第 6 条 (現行どおり) 第 7 条 (解約) 1. (現行どおり) 2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の本ファンドを第 6 条に準じて当行において申込者に返還いたします。 第 8 条 (現行どおり) 第 9 条 (その他) 1～2 (現行どおり) 3. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020 年 4 月</u>	第 1 条～第 6 条 (省 略) 第 7 条 (解約) 1. (省 略) 2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の本ファンドを第 7 条に準じて当行において申込者に返還いたします。 第 8 条 (省 略) 第 9 条 (その他) 1～2 (省 略) 3. この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときは、改定されることがあります。 平成 28 年 1 月

「6. 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」の新旧対照表

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 24 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、<u>2018 年</u>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。) 又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して同法第 37 条の 11	第 1 条 (省 略) 第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等) 1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 9 月 30 日までに、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項及び第 20 項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等(住民票の写し等については、平成 29 年 9 月 30 日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限ります。)、 「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、平成 30 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限ります。) 又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設し

の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

2 (現行どおり)

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 (現行どおり)

5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。

6 (現行どおり)

7 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知

書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。

なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。

2 (省 略)

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4 (省 略)

5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。

6 (省 略)

7 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられているものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口

書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 (現行どおり)

第3条の2 (累積投資勘定の設定)

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 (現行どおり)

第4条 (現行どおり)

第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

① (現行どおり)

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第

座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 (省 略)

第3条の2 (累積投資勘定の設定)

1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 (省 略)

第4条 (省 略)

第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

① (省 略)

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する上場株式等の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款 において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみ

15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号又は第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

1 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘

を受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（新 設）

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

1 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘

定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 1 (現行どおり)
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ③ 各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 1 (現行どおり)
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 1 (現行どおり)
 - ① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

- 1 (現行どおり)
- 2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月15日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合にお

定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- 1 (省 略)
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ③ 各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- 1 (省 略)
- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- 1 (省 略)
 - ① 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所
 - ② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

- 1 (省 略)
- 2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月15日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります(ただし、当該

いて、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>25</u> 項の規定を適用します。 3 <u>2024 年</u> 1 月 1 日以後、お客様が当行に開設した非課税口座（当該口座に <u>2023 年</u> 分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 第 11 条（現行どおり） 第 12 条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>21</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法<u>第 37 条の 14 第 27 項第 2 号</u>に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法<u>第 37 条の 14 第 31 項の規定により</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ <u>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき当行が定める日</u> 第 13 条（現行どおり） 第 14 条（約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020 年 4 月</u>	変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません）。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項の規定を適用します。 3 平成 36 年 1 月 1 日以後、お客様が当行に開設した非課税口座（当該口座に平成 35 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 第 11 条（省 略） 第 12 条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 17 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 第 13 条（省 略） 第 14 条（約款の変更） 1 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。 2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への記載によって代えることがあります。 平成 29 年 10 月
--	--

「7. 特定口座に係る上場株式等保管委託約款」の新旧対照表

（下線部分変更）

新	旧
第 1 条～第 4 条（現行どおり） 第 5 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲） ①～④（現行どおり）	第 1 条～第 4 条（省 略） 第 5 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲） ①～④（省 略）

⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを<u>除きます。</u>）に限りします。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの 第6条～第13条（現行どおり） 第14条（約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020年4月</u>	⑤ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限りします。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの 第6条～第13条（省 略） 第14条（約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。 平成28年1月
--	---

「8. 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の新旧対照表

（下線部分変更）

新	旧
第1条（現行どおり） 第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲） 1 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限りします。）のみを受入れます。 ① 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの 2（現行どおり） 第3条～第7条（現行どおり） 第8条（約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u> <u>2020年4月</u>	第1条（省 略） 第2条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲） 1 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限りします。）のみを受入れます。 2（省 略） 第3条～第7条（省 略） 第8条（約款の変更） この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。 平成28年1月

「9. 投資信託定時定額購入取扱規定」の新旧対照表

（下線部分変更）

新	旧
第1条～第11条（現行どおり） 第12条（その他） 1（現行どおり）	第1条～第11条（省 略） 第12条（その他） 1（省 略）

2 第 8 条（取引の内容および残高の通知）の規定にしたがい、申込者に対し当行よりなされたサービスに関する諸通知が、転居・不在その他申込者の責により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができますものとします。 3 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときに、民法第 548 号の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。 4 <u>2020年4月</u>（現行どおり）	2 第 8 条（取引の内容および残高の通知）の規定にしたがい、申込者に対し当行よりなされたサービスに関する諸通知が、転居・不在その他申込者の責により延着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとして取り扱うことができますものとします。 3 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときには改定されることがあります。 4 （省 略） 平成29年10月
---	--

「10. 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の新旧対照表

（下線部分変更）

新	旧
第1条（約款の趣旨）（現行どおり） 第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、<u>当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（<u>お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。</u>）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</u> 2～5（現行どおり） 第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に<u>規定する上場株式等</u>をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>2016年</u>から<u>2023年</u>までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年	第1条（省 略） 第2条（未成年者口座開設届出書等の提出） 1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、<u>当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。</u> 2～5（省 略） 第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） 1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成28年から平成35年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及

及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条 (現行どおり)

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過

び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、平成36年から平成40年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条 (省 略)

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

1 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文又は同法第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等又は同法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円を超えないもの

イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

(新 設)

する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管される上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限りします。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条（課税未成年者口座等への移管）

1 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

（新 設）

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限りします。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条（課税未成年者口座等への移管）

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行

う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。 ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管 第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りします。）又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りします。）による譲渡 ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡 ③ （現行どおり） 第9条 （現行どおり） 第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）	う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管 ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管 （新 設） 第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限りします。）又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する事由による譲渡 ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限りします。）による譲渡 ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡 ③ （省 略） 第9条 （省 略） 第10条（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）
---	---

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条（出国時の取扱い）

- 1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第12条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

第13条（現行どおり）

第14条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第15条（現行どおり）

第16条（課税管理勘定の金銭等の管理）

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条（出国時の取扱い）

- 1 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第12条（課税未成年者口座の設定）

課税未成年者口座（お客様が当行に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

第13条（省 略）

第14条（譲渡の方法）

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第15条（省 略）

第16条（課税管理勘定の金銭等の管理）

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① (現行どおり)

② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

③ (現行どおり)

第 17 条 (現行どおり)

第 18 条 (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

1 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第 19 条 (現行どおり)

第 20 条～第 25 条 (現行どおり)

第 26 条 (非課税口座のみなし開設)

1 2017 年から 2023 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第 27 条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

① (省 略)

② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限り。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

③ (省 略)

第 17 条 (省 略)

第 18 条 (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合)

1 お客様の基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限り。）を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。

第 19 条 (省 略)

第 20 条～第 25 条 (省 略)

第 26 条 (非課税口座のみなし開設)

1 平成 29 年から平成 35 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 3 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第 27 条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日

に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 （お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ④ お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

（削 除）

第 28 条 （現行どおり）

第 29 条 （約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。

附則

この約款は、2020 年 4 月 1 日より適用させていただきます。

成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023 年 1 月 1 日より、本文中の「20 歳」を「18 歳」に、「19 歳」を「17 歳」に読み替えます。その場合、2023 年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。

2020 年 4 月

に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が基準年の 1 月 1 日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

（新 設）

- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日
- ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日

第 28 条 （省 略）

第 29 条 （約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

平成 28 年 1 月